

- ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお届けします。
- ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。

発行 ハローワーク磐田
〒438-0086 磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎
電話 0538(32)6181 FAX 0538(39)1230
(出先)ハローワークプラザ袋井(マザーズコーナー併設)

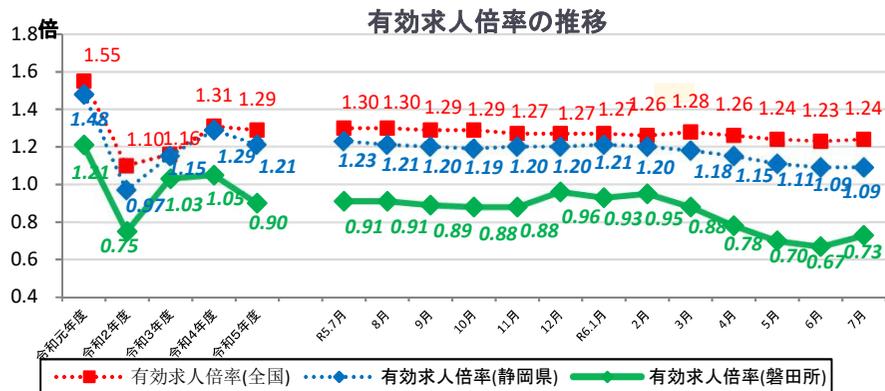
ハローワーク磐田管内の労働市場の状況(令和6年7月分)

- ◎有効求人倍率(実数値)は、0.73倍となり、前年同月を0.18ポイント下回った。前月比を0.06ポイント上回った。
- ◎新規求人倍率(実数値)は、1.45倍となり、前年同月を0.23ポイント下回った。前月比を0.11ポイント上回った。



●新規求人数は前年同月比0.6%増加しました。建設業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業などで増加し、特に、貨物運送や小売業で大幅に増加しました。製造業、医療・福祉などで減少し、そのうち、製造業の輸送用機械では生産調整のため減少しましたが、金属、生産用機械、プラスチック製品などで増加しました。医療・福祉では、昨年度増加した求人がそれ以前の水準に近づく動きがあり減少しました。

●新規求職者数は前年同月比16.2%増加しました。先月に引き続き、外国人等派遣社員の契約期間満了等による退職が増加しました。また、女性の求職者が増加したほか、物価高騰の影響で生活費の補填を目的に新たに求職活動を開始する方も見られました。



	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7
全国	1.30	1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24	1.23	1.24
静岡県	1.23	1.21	1.20	1.19	1.20	1.20	1.21	1.20	1.18	1.15	1.11	1.09	1.09
磐田所	0.91	0.91	0.89	0.88	0.88	0.96	0.93	0.95	0.88	0.78	0.70	0.67	0.73

(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値です。
季節調整については、令和4年12月以前の数値については新季節調整替えを行っています。
ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれています。

ハローワーク磐田のホームページが新しくなりました

ハローワーク磐田では、令和6年9月から静岡労働局ホームページ内にあるハローワーク磐田のトップページをリニューアルしました。「事業主の方」メニューでは、雇用保険、Job tag、学卒関係、助成金、高齢者雇用、障害者雇用、外国人雇用、公正採用選考、事業主の方へのサービス等のアイコンから簡単に最新情報を入手することができます。ぜひご利用ください。



2次元コードを読み込んで最新情報をチェック!

事業主の方へ | ハローワーク磐田

雇用保険

Job tag

学卒関係

助成金

高齢者雇用

障害者雇用

外国人雇用

公正採用選考

事業主の方へのサービス

ハローワーク磐田かわら版

イベント参加

障害者雇用支援月間 9月1日～9月30日



従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。この法定雇用率は段階的に引き上げられることになっており、令和6年4月から「2.5%」に、令和8年7月から「2.7%」となります。これに伴い、義務を負うこととなる事業主の範囲も拡大されています。障害者が一般の労働者と等しく働ける機会を保障するという制度目的をご理解いただき、新たに対象となった事業主も含めて、障害者雇用に取り組んでいただくようお願いいたします。

一生けんめい障害を運ぶドライバー

9月1日・9月30日

静岡県労働政策研究センター
デファクトラス クライス チェスター シブノブ

「障害のある人もない人も共に働く静岡県」を目指すために

➤ もう、チェックした？ 静岡県最低賃金

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。年齢に関係なくパートや学生アルバイトを含め、すべての労働者に適用されます。賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。



静岡県 最低賃金 時間額

1034円



令和6年10月1日から

※産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。



最低賃金引き上げの支援策 ～最低賃金改定前の申請をご検討ください～



業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額(大企業の場合は2/3)
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

- 育児休業や短時間勤務の利用期間中の業務代替を支援します
- ～両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設～



「両立支援等助成金」は、仕事と育児を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援する制度です。2024(令和6)年1月より「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育児休業や育児のための短時間勤務制度がより利用しやすくなるよう、業務を代替する体制の整備への支援を拡充しました。

以下の内容は、2024年1月1日以降に、育児休業(産後休業から引き続き休業する場合は産後休業)または育児のための短時間勤務制度の利用を開始した場合に適用されます。

拡充

①育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

代替する労働者に支給した手当の額に応じて、助成金の支給額が増額されます。

新設

②短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合

育児のための短時間勤務制度利用中の労働者の業務代替への手当支給について、新たに助成金の対象となりました。

拡充

③育児休業取得者の代替要員を新規雇用(派遣受入含む)で確保した場合

代替要員が業務を代替した期間に応じて、助成金の支給額が増額されます。

加算

一定の場合に助成金の支給額が加算されます

- A. 有期雇用労働者加算
- B. 育児休業等に関する情報公表加算

※助成金の対象となるのは中小企業事業主のみです。

➤ 個人ばく露測定定着促進補助金のご案内



令和6年4月から新たな化学物質の自律的管理に関する規制が全て施行となり、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露をできる限り低減すること等が義務となりました。
このリスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者に、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定着促進補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

- 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内
- 傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？



団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の総額の90%(上限500万円(一定の要件を満たした団体※は1,000万円))を助成します。※構成事業主が50以上であること等 ※1団体につき年度ごとに1回限りです。

ハローワーク磐田は、これからも地域から信頼されるハローワークを目指し取り組んでまいります。